

## 相談支援に関する報告の見直しについて

### 【見直しを行う経緯】

第2回地域自立支援協議会定例会において、計画相談支援事業所の相談支援専門員も、計画相談支援を行う中で、困難、課題を抱えているのではないかとのご意見をいただきました。

#### 〈背景〉

平成30年8月から、計画相談支援の定着の推進に伴う義務化が開始され、計画相談支援の利用が広がった。また相談支援専門員が増加し、サービス提供事業者が計画相談支援に関わることも増えてきた。

### 1 見直しにおける検討点

- (1) 計画相談支援において困難となっている事項、課題を抽出する必要がある。
  - 相談支援連携部会において、計画相談支援における困難な事項の集約を行う。  
(相談支援連携部会の報告において報告)
- (2) 定例会は限られた時間であるため、効果的、効率的に協議を進める必要がある。
  - 定例会では、個別事例の検討ではなく、地域的な課題に対する取り組みの検討が必要。支援センター全体として、共通の問題、取組の必要性を勘案し意見を集約する。

### 2 変更点

相談機関	地域自立支援協議会における対応	
	変更前	変更後
障がい者生活支援センター	・集計表において件数を報告	・集計表【資料2】において、件数、期間における傾向、所感等を報告
	・相談支援事業所相談に関する報告において、各支援センターが事例を通じ地域課題を報告	・相談支援事業所相談に関する報告【資料3】において、支援センター全体として取り上げるべき課題等を報告
基幹相談支援センター	・障がい者生活支援センターと同様の報告 ・上記の他、基幹相談支援センターの報告において活動内容等を報告	(追加) ・必要があれば、基幹相談支援センターの報告において相談からの課題等を報告
計画相談支援事業所	・連携部会において現状把握を実施	・相談支援連携部会の報告において計画相談支援から感じる課題を報告